

(素 案)

大網白里市男女共同参画計画

～男女がともに認め合い、支え合い、

個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう～

平成28年 月

大網白里市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 基本理念	4
5 基本目標	4

第2章 計画の内容

1 施策の体系	6
---------	---

2 施策の内容

基本目標I 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発	7
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	9
(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	11

基本目標II 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

(1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援	13
----------------------------	----

基本目標III 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進	16
(2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進	18

基本目標IV 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備	23
(2) 防災・防犯における男女共同参画の推進	25
(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援	26

基本目標V あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

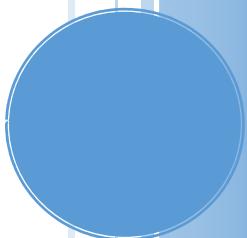
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者支援	28
(2) セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止	31

第3章 計画の推進

1 推進体制の充実	34
2 国・県等関係機関との連携	34

第1章

計画の基本的な考え方



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、大網白里市では、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を行ってきましたが、少子・高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化、不安定な経済状況など市民生活を取り巻く環境は変化しており、新たに対応していかなければならない課題が生じています。

こうした社会情勢のなか、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が重要になっています。

こうした現状を踏まえ、大網白里市では男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大網白里市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画としても位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としており、この基本理念を前提としつつ、本計画では、「**男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう**」を基本理念とします。

5 基本目標

この計画では、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

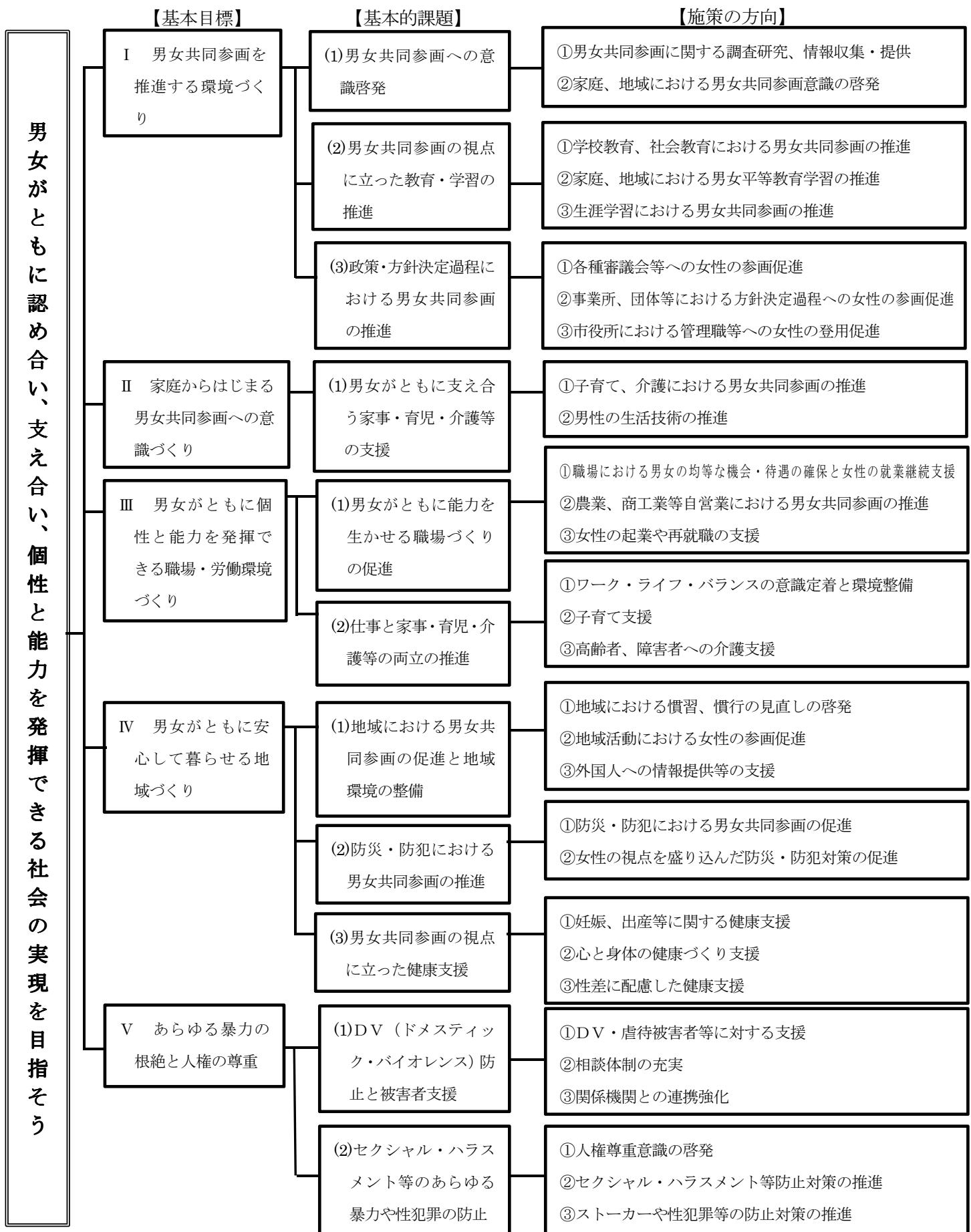
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

第2章

計画の内容

第2章 計画の内容

1 施策の体系



2 施策の内容

基本目標 I 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

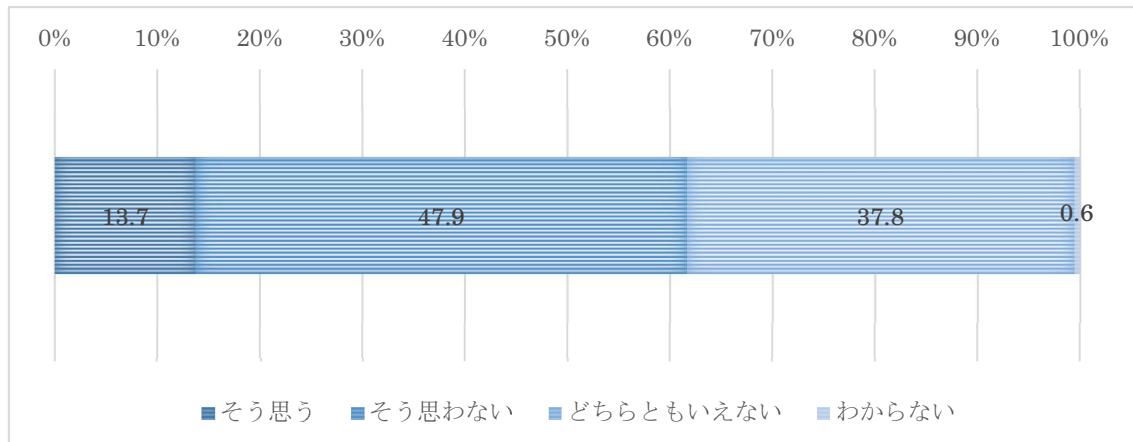
【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別や年齢にとらわれず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度面での整備は進んできましたが、平成27年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)において男女平等に関する意識について聞いたところ、「社会通念・慣習」、「政治」、「社会全体」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇意識が7割を超えており、また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、1割以上が「そう思う」と答えていることから、依然として男女の性差による固定的な役割分担意識は根強いことが伺えます。このような固定的な役割分担意識は、女性の就労継続や職場復帰等の障害になるだけでなく、男性の家事・育児等の家庭への参加を困難にしています。

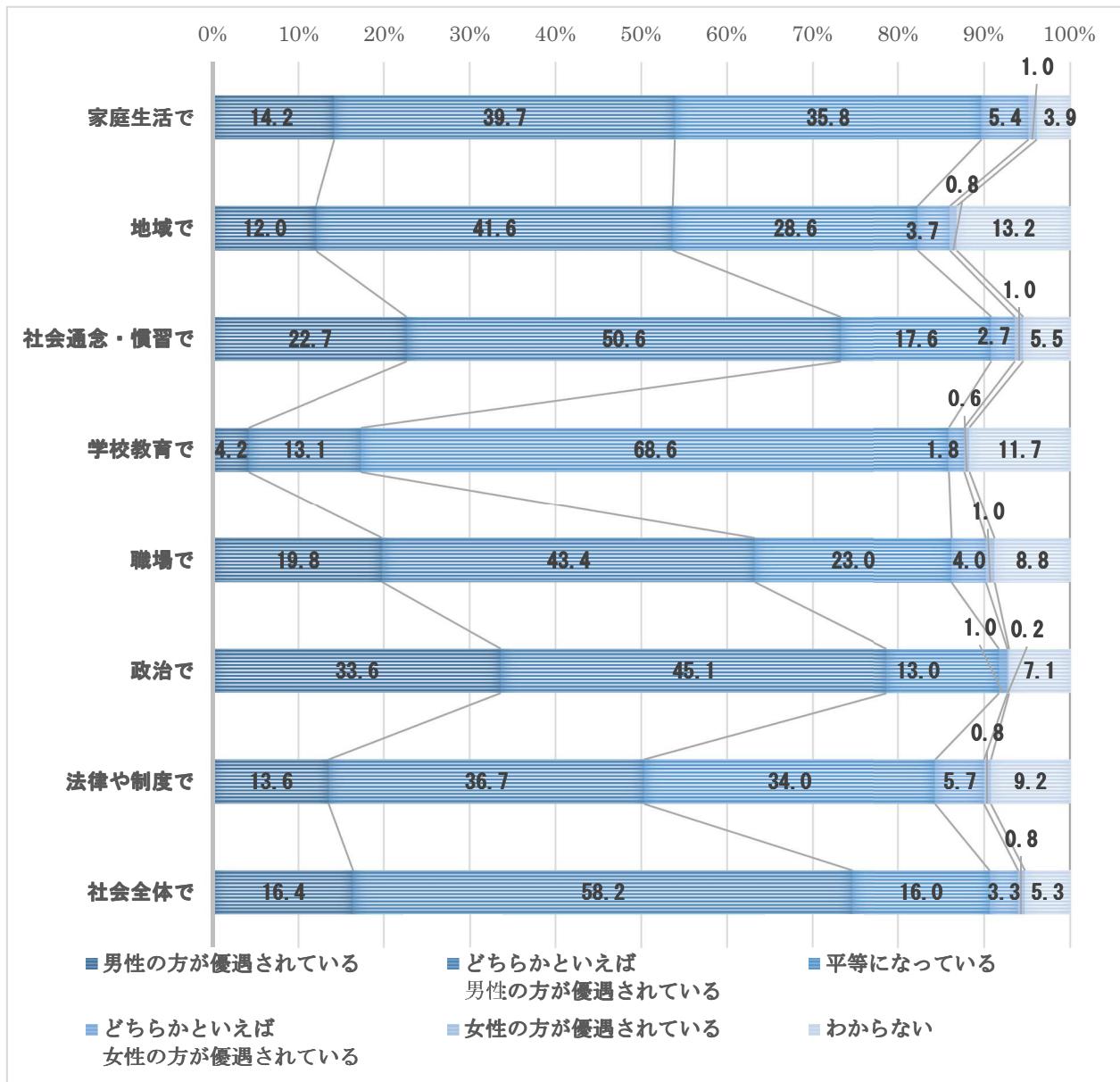
のことから、社会的につくられてきた固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行などを改めていくよう、男女共同参画に関する情報を提供するなど、意識啓発を図ることが必要です。

【男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）】



資料：市民意識調査

【男女の地位について】



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
市内図書室において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業内容	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・ 広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発 年1回以上・ 市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合の増加	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆家事を女性のやることと決めつけて協力する気のない男性が多いと感じます。男女共同参画社会を実現していくには男性の考え方を変えなければならないと思います。
- 【女性 20歳代】
- ◆「何でもかんでも男女平等の社会に」というのではなく、男性・女性の特性を見極めて役割分担をしていくことが大事だと思います。それには一人一人が「女だから」という甘えや逃げ、「男の意見には従うべき」などという上から目線や押しつけは捨て、男性・女性が忌憚なく意見を出し合い、助け合いながら生活していく社会、大網白里市を目指してほしいと思います。【女性 60歳代】
- ◆まちづくりで「男女共同参画社会」を推進していただけることはありがたいです。ただ、一番大切な事は、みんなの意識を変えていくことだと思っています。少しづつ良い方向へ向かっていきたい。【女性 50歳代】

（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育や学習です。

市民意識調査によると、学校教育における男女の平等意識について、約7割の人が「平等」と感じており、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、性別にとらわれることなく、個性を尊重した

教育や指導を行うとともに、単に性別による理由だけで子どもたちを差別することがないよう、教職員の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

社会教育においては、男女が対等な社会の構成員であることを認識し、生涯学習として男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や家庭教育、地域生活における男女共同参画への理解の浸透を推進するよう意識啓発に努めが必要です。

【施策の方向】

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
性別にとらわれることのない個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・教職員研修（希望研修）への参加 年1回以上・職場体験学習の実施 年1回以上	管理課
固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
全小・中学校への男女混合名簿の導入など、学校運営や慣習の改善を図ります。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業内容	担当課
子どもが性別にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・家庭教育学級の開催 各幼稚園と小・中学校年4回以上	生涯学習課
男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施 2年に1回以上	地域づくり課 生涯学習課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆主人の父親は昔ながらの「昭和」なお父さんという感じで、主人から聞いた話では子供の頃一緒に遊んだりという事はなかったようです。そういう事があったのか主人は子供と外で遊んだりという事は滅多にありません。そんな家庭で育ったせいか結婚してからあまり協力的ではなく家の事、子供の事はほぼ私がしています。確かに男女が平等になるような制度ももちろん必要ですが、育ってきた環境で根付いた価値観を変えることはなかなか難しいです。 【女性 30歳代】
- ◆年代によっても違うだろうが、家庭内の仕事はお金にならず、外で働いている男は、自分が養っている、時間がない等で上から目線で生活している。子どもの頃から子育てや家庭内のあらゆる事に積極的に参加する教育をしなければいけないと思う。 【女性 50歳代】

(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

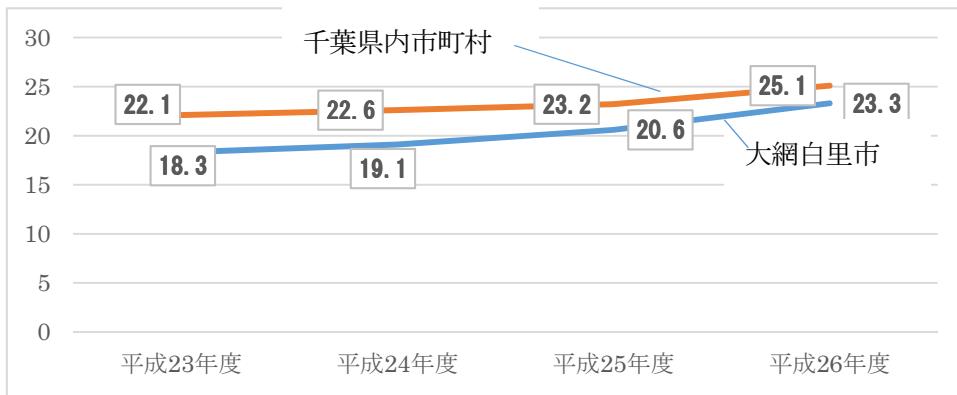
【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女がともに対等な立場で、政治・経済・家庭・地域などのあらゆる分野への意思決定過程の場に参画することが重要です。しかし、女性については政治経済の分野等の意思決定の場に参画する機会は十分とは言えない現状です。

本市の審議会等における女性委員の割合は、2割台にとどまっており、県内の市町村と比較しても低い状況です。

女性の意見等が十分に施策等に反映されるよう、各種審議会等をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画を積極的に推進することが必要です。

〔大網白里市・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移（大網白里市・県内市町村）〕



単位：%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業内容	担当課
女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	関係各課
【指標】	
・審議会等における女性委員の割合 30%	

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業内容	担当課
広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課
「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）※1について、啓発を図ります。	産業振興課 地域づくり課

③ 市役所における管理職等への女性の登用促進

事業内容	担当課
職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図り、かつ女性の登用を進めます。	総務課
【指標】	
・女性管理職（課長級以上）の割合（市職員） 10% ・女性役職者（班長級以上）の割合（市職員） 30%	
女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	総務課
【指標】	
・女性職員の能力開発のための研修への参加人数 述べ年間 5人以上	

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

(1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

【現状と課題】

核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、これまで家族や家庭で男女が果たしてきた役割や機能が変化してきています。

家庭においては誰もが家族の一員であることを自覚し、男女がともに協力し合い、従来女性が中心となり担ってきた家事や育児、介護などに男性も積極的に参加することが必要です。しかし、市民意識調査の結果、家庭における役割のほとんどを女性が担っていることが明らかになっています。

のことから、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流等の機会を提供することが必要です。

【施策の方向】

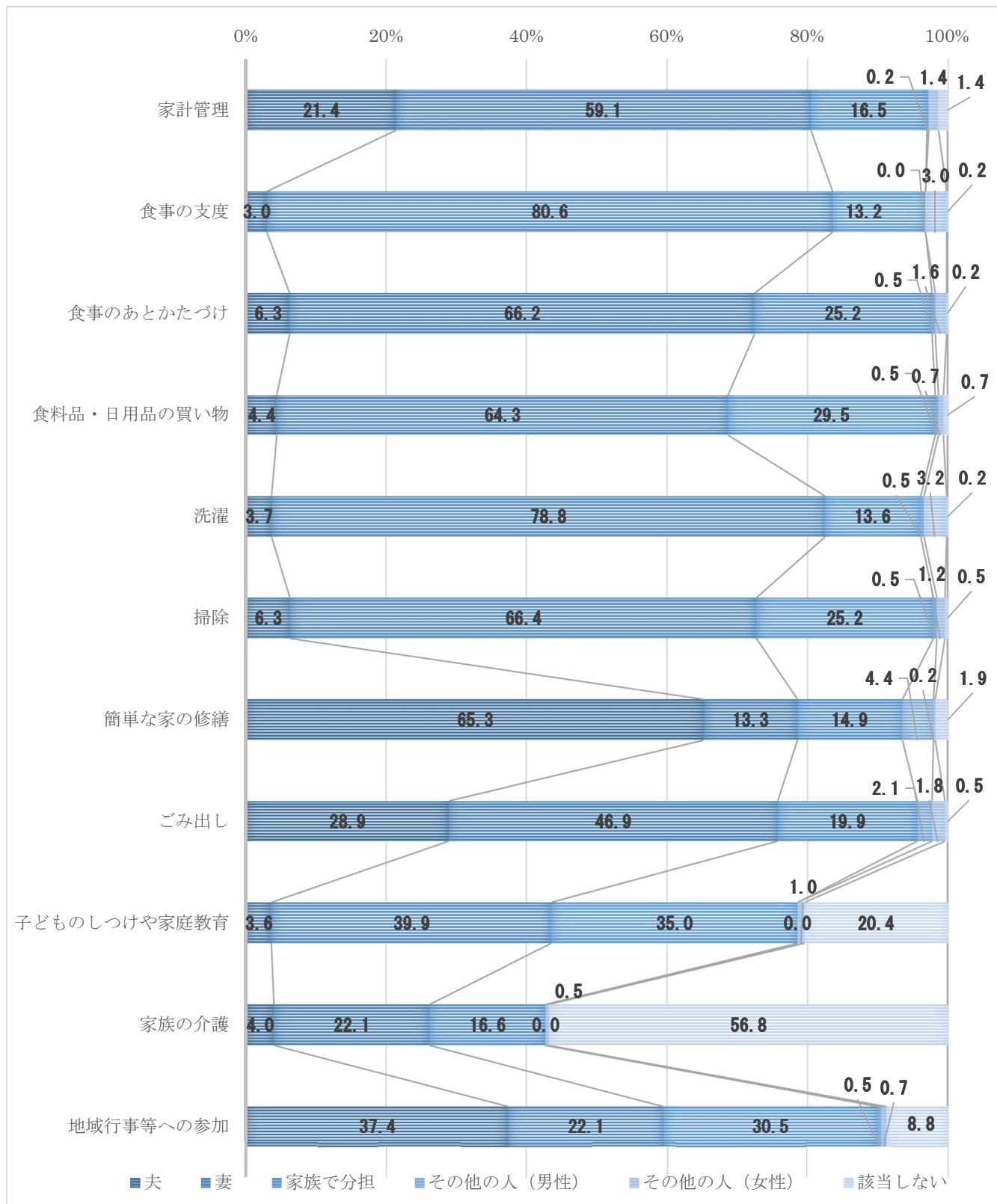
① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。 【指標】 ・マタニティ教室に男女で参加する割合 80%以上	健康増進課
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	高齢者支援課
男性の育児参加を促進するため、市男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

事業内容	担当課
男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	健康増進課 生涯学習課

[家庭における役割分担]



資料：市民意識調査

市民の声～市民意識調査より～

◆「家事・子育ては女の仕事」という考えがどうしてもぬけない。共働きでも、女が自分の仕事や家事育児をしていて、男は「手伝う」という感覚がぬけない。それはおかしいと言っても「みんなやっていない」と言われて、ストレスを抱えることになる。男性は、家事・育児の大変さを理解し「手伝う」のではなく、当たり前に分担してやるという感覚を持ってほしい。行政は、そういうことを強く言ってほしい。啓発など、呼びかける程度では、「一部の人の考え方」くらいにしか思われず、多くの人の考えを変えられないと思う。

【女性 30歳代】

◆家事のおもしろさや重要性を知らない男性が案外多いように感じます。（男は仕事で家の事はやらない）料理、洗濯、掃除など楽しさがわからないようです。包丁なども握ったこともない人もいるようです。女性とコミュニケーションができない人もいるようです。

【男性 60歳代】

◆子育てについて言えば、土曜・日曜等パパが休みの日に父子で参加できるような親子運動や工作等を行ってくれるイベントがあるとママは息抜きや家事ができるし、パパも子どもと関われていいと思う。

【女性 30歳代】

(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

【現状と課題】

女性の就労意欲の高まりや就業形態の多様化等により、様々な分野で活躍する女性が増えています。

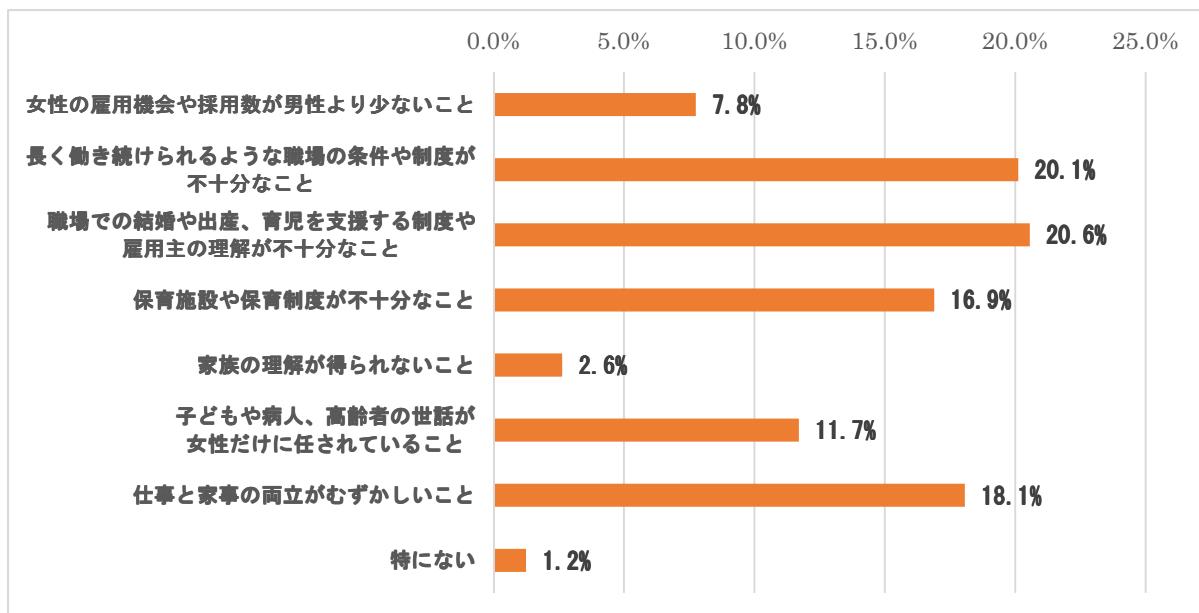
男女雇用機会均等法などの法的整備により制度上の男女の均等は実現されていますが、雇用条件や就業環境等において男女格差がみられ、女性の就業意欲、能力発揮の阻害要因となっている状況もあります。

市民意識調査では、職場での男女の地位について、6割以上が「男性優遇」と答えています。また、「女性が仕事を続けるうえでの障害」については、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」が最も多く、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」が二番目に多くなっており、雇用する側の理解や制度が十分でないことが障害となっています。

農業や商工業などの自営業においても女性は重要な担い手となっており、男女がともに役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして就労することができる環境づくりが必要です。

のことから、女性が結婚や出産・子育て等をしながら継続して就労できる環境の整備と、あらゆる労働の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正当に評価される環境づくりが求められています。

【女性が仕事を持ち続けるうえで、障害となっているもの】



資料：市民意識調査

[家族経営協定※2の締結数]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大網白里市	3	1	—	1	1	1
千葉県内	1048	1175	1287	1419	1516	1593

資料：産業振興課

【施策の方向】

① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業内容	担当課
職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	産業振興課
地域職業相談室等と連携して、労働者への情報提供等を行います。	産業振興課
離職せずに就業継続できるよう、各種休業制度に関する周知を図ります。	産業振興課

② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
【指標】 ・家族経営協定の新規締結数 5件以上	
女性の認定農業者の増加を目指します。	産業振興課
【指標】 ・女性の新規認定農業者 5人以上	

③ 女性の起業や再就職の支援

事業内容	担当課
県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	産業振興課 地域づくり課
ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	産業振興課

※2 家族経営協定

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

市民の声～市民意識調査より～

- ◆国レベルでの法整備と雇用主、企業など職場における理解と環境づくり。一人ひとり（個人レベル）の今までとは違う意識と理解の底上げ等総合的に整備されれば男女ともに暮らしやすい社会になっていくのではないかでしょうか。【女性 40歳代】
- ◆ある企業の総合職の説明会に参加したところ、男性社員の方に、「この説明会は総合職向けですが、女性の方、よろしかったですか？」と聞かれました。あたかも男性は総合職・女性は一般職と決められているようでショックでした。社会全体のあり方や人々の考え方を変えなければいけないと同時に、企業自体の体制・考えも変えていかなければ男女が同じ地位・役割を持って就業するのは難しいのではと感じました。【女性 20歳代】
- ◆女性が結婚・出産しても職場への復帰がしやすい企業や、女性の管理職を積極的に登用している企業を紹介してほしいです。実際にその職場へ移るかどうかは別として、何らかの記事等で女性が活躍して成果を上げている事が紹介されれば、モデルケースとして宣伝効果もあると思います。女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場となると思います。【女性 20歳代】

（2）仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

【現状と課題】

男女がともに多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画するとともに、安心、充実した生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス※3の実現が必要です。しかし、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向にあり、就業率はM字カーブ※4を描いています。市民意識調査でも、女性の働き方について「子育て・介護の一時期仕事を離れる」という働き方を望ましいと考えている割合が高いことがわかっています。

その一因として、固定的な役割分担意識により、女性の家庭内での負担が大きいこと、男性の多くが仕事中心の生活になっており、家庭生活へ参加する時間や余裕がないことが考えられます。市民意識調査の結果からも、女性が家庭内で大半の役割を担っており、多くの男性が育児休暇を「取りにくい」、または「制度がない」ため、取得できていないことが伺えます。男性の家事・育児・介護等への参加を促すためには、「企業など職場における理解を得やすい環境づくりを推進する」が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを推進する」が多かったことから、企業に対しては、育児・介護休業制度取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ることが必要です。

また、市民意識調査の結果、「女性の働きやすい環境に必要なこと」について、「保育施設や保育サービスの充実」を答える割合が最も高く、次いで「産後休暇や育児休業明けの保育体制の充実」が高かったことから、すべての子育て家庭における仕事と育児の両立を推進するため、親と子のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで、男女ともに働きやすく、安心して子育てできる環境の実現を図ることが必要です。

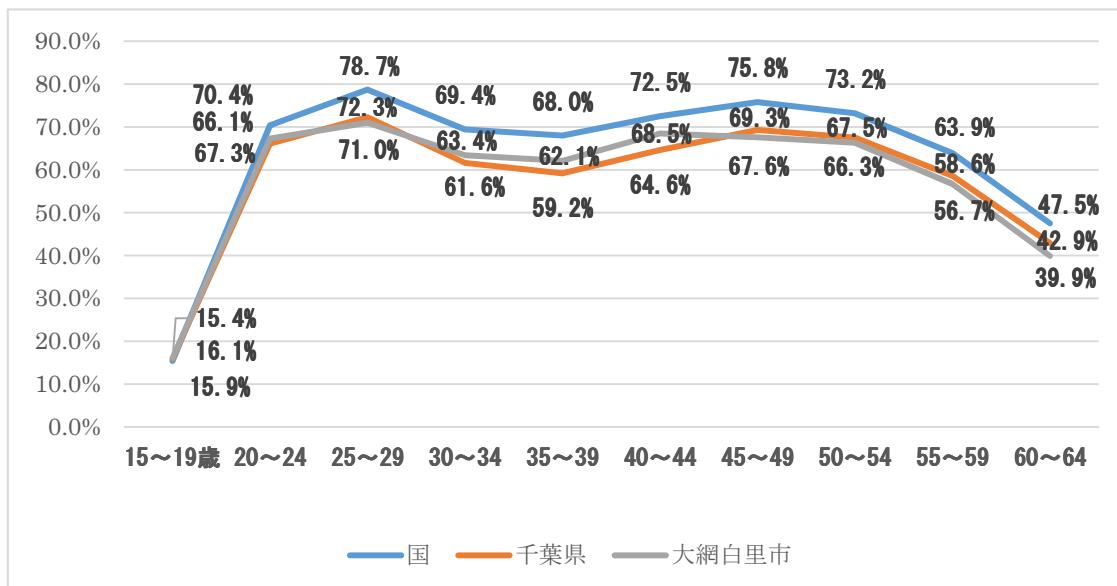
※3 ワーク・ライフ・バランス

家庭等の個人生活と調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まったが、1990年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無などを問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになった。

※4 M字カーブ

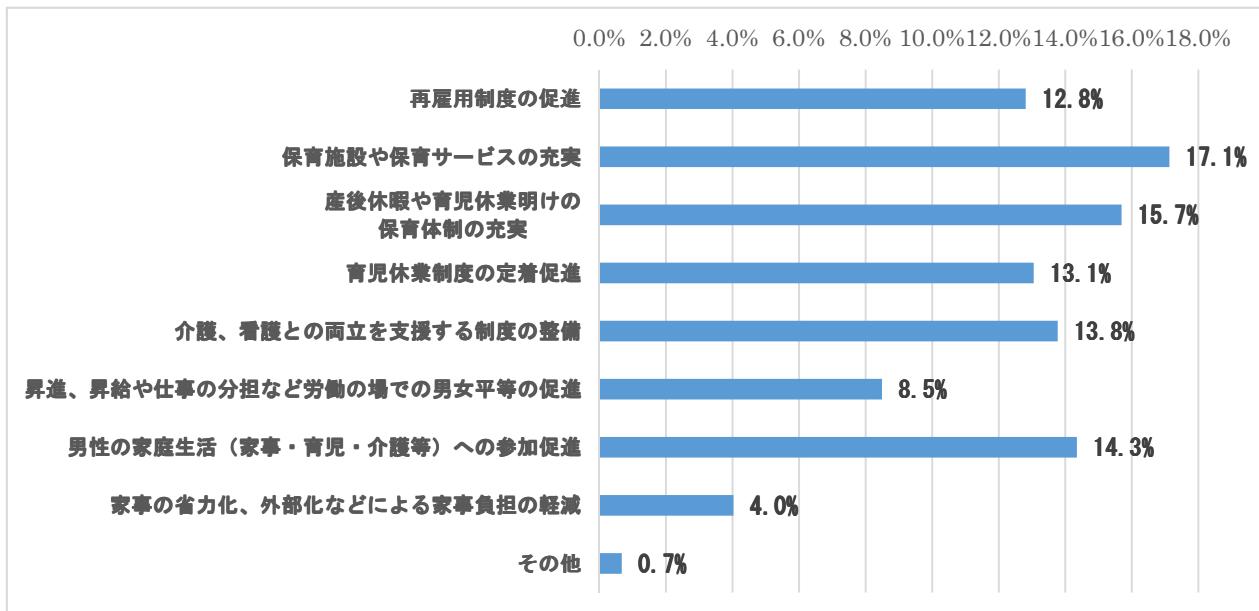
日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になることをいう。Mを描く原因是、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近くなっている国が多い。

[女性の年齢階級別就業率の推移（平成22年）]



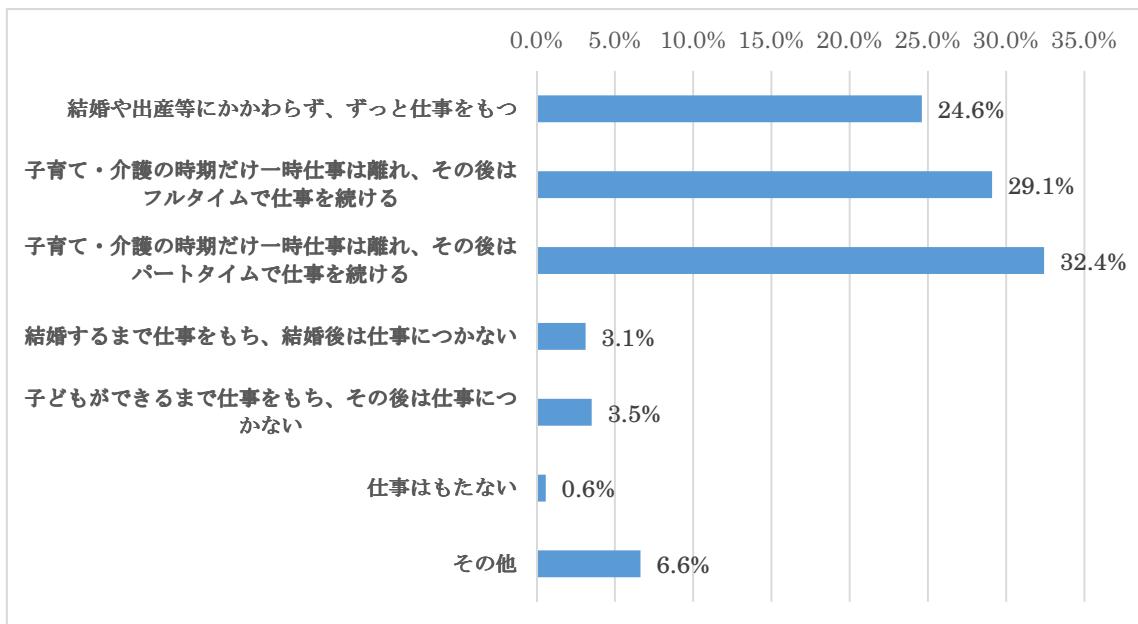
資料：国勢調査

[女性の働きやすい環境に必要なこと]



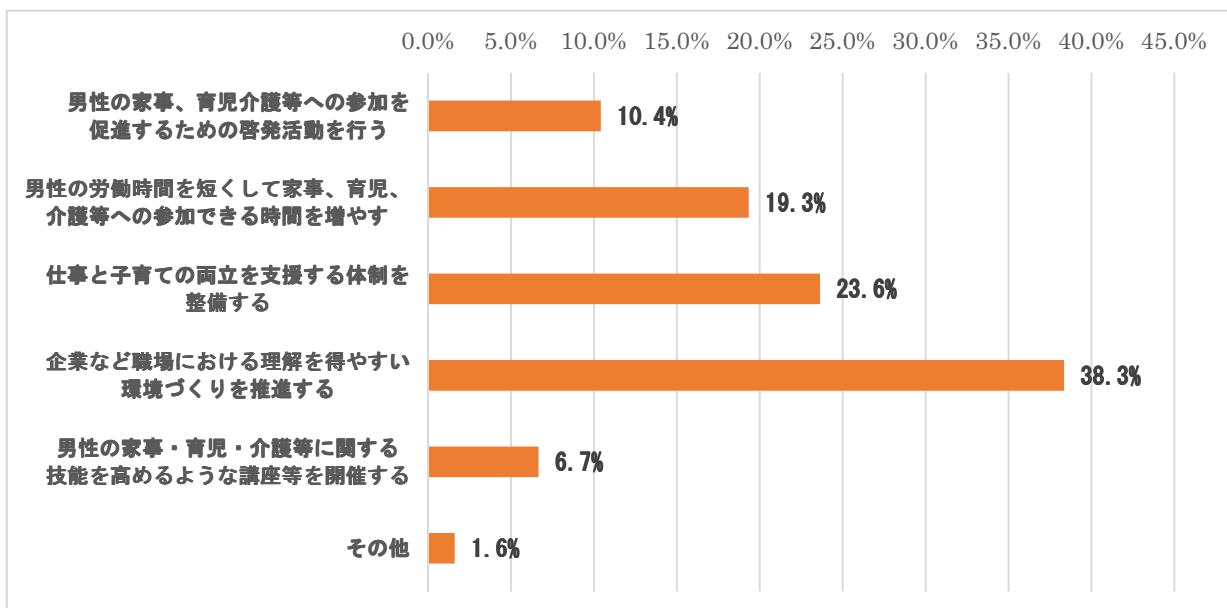
資料：市民意識調査

[望ましい女性の働き方]



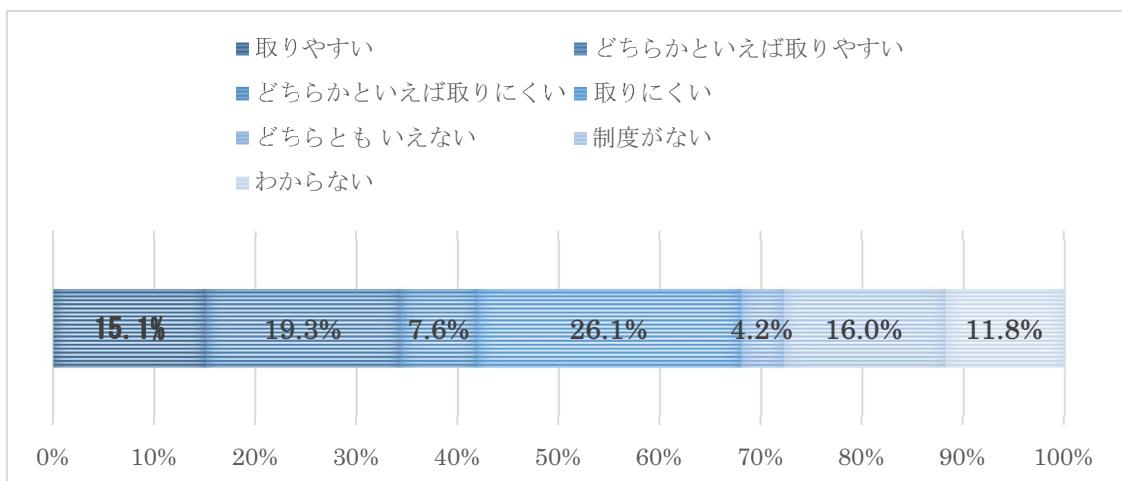
資料：市民意識調査

[男性の家事・育児・介護等への参加を促すために必要だと思うこと]



資料：市民意識調査

[男性の職場における育児休暇のとりやすさ]



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業内容	担当課
事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努めます。	産業振興課
育児休業・介護休業など、各種休業制度に関する周知を図ります。	産業振興課
市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	総務課
【指標】 ・ 男性の育児休業等取得率（市職員）	10%

② 子育て支援

事業内容	担当課
保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・時間外保育の実施 全施設・一時保育の実施 3カ所・病後児保育の実施 1カ所	子育て支援課 管理課
育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課
放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・学童保育の開設場所 9カ所	子育て支援課 生涯学習課
子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	子育て支援課

③ 高齢者、障害者への介護支援

事業内容	担当課
高齢者、障害者等の相談に応じ、適切に助言を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、適切な介護サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	高齢者支援課

市民の声～市民意識調査より～

◆これまで女性が家事・育児と仕事の両立ができるように制度が設けられてきたが、元々男性の仕事の加重がかかっていること、またこの制度によりさらに男性への圧力が高くなっている側面もある。共同参画の為には男性の時間を空ける取り組みや制度の整備が必要だと思います。【男性 50歳代】

基本目標IV 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

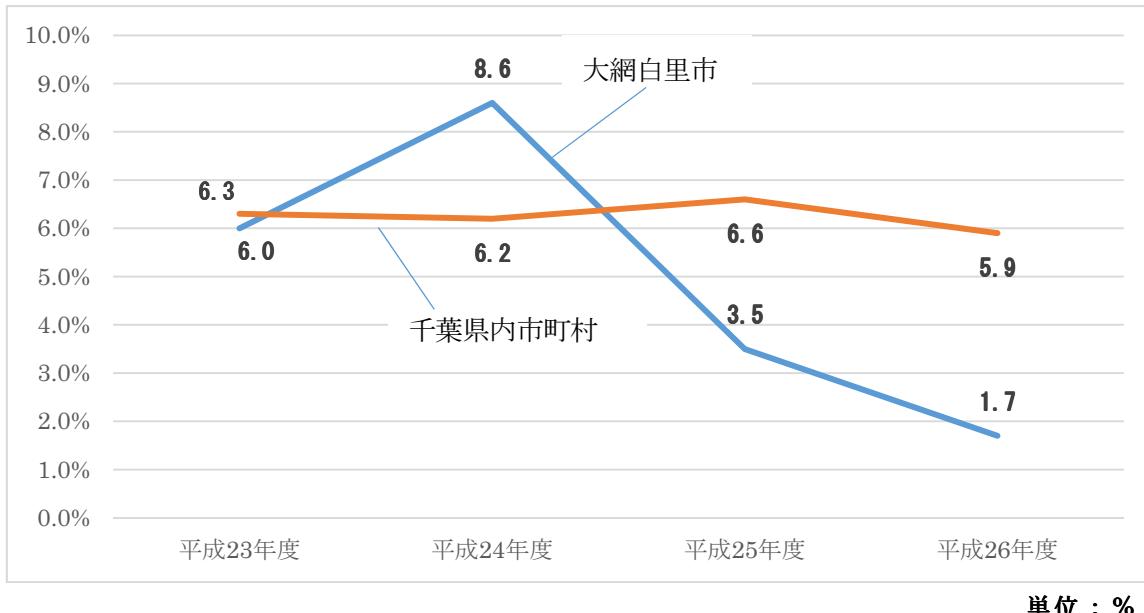
【現状と課題】

市内には、区・自治会、ボランティア、趣味・学習のサークルなど、さまざまな活動が行われています。市民意識調査の結果、4割近くの家庭において「地域行事への参加」は夫が担っていることがわかります。

また、地域における主要な役員には男性が就いている例が多く見られますが、現実には、平日の昼間に行われてる行事への参加は女性が担当していること多く、意思決定の場への女性の参加が課題となっています。

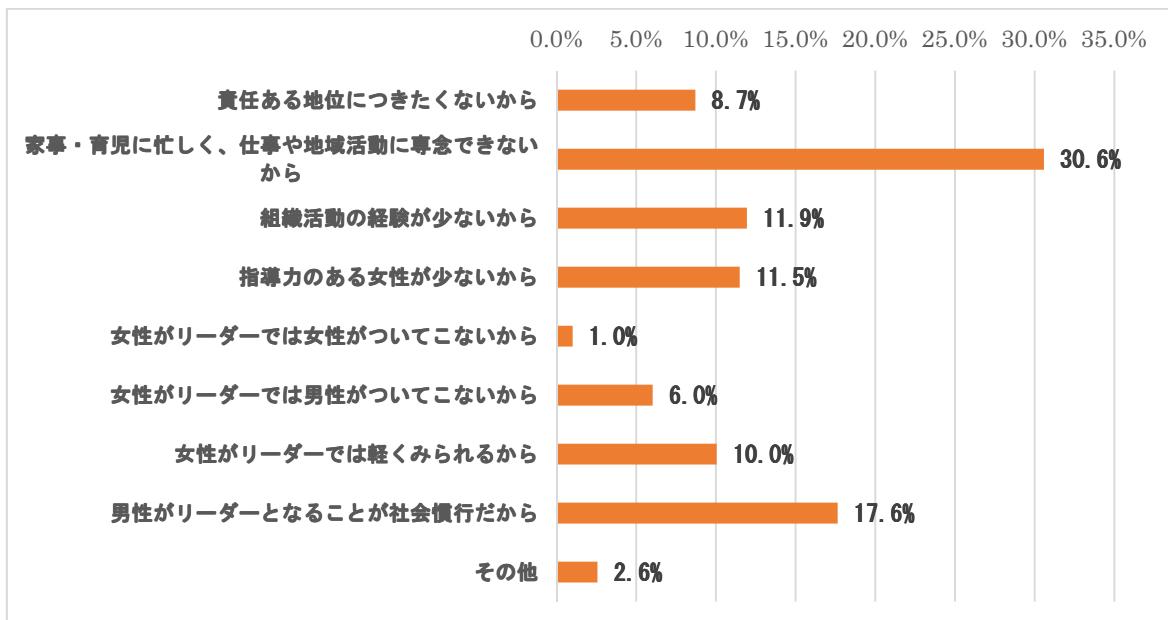
女性リーダーが少ない要因として、市民意識調査では「家事・育児に忙しく仕事や地域活動に専念できないから」が最も多く、「男性がリーダーとなることが社会慣行だから」が続いていることから、女性が地域活動で活躍するためには、家事・育児への負担軽減とともに、男性中心の慣行を改めていくことが必要です。

[自治会長に占める女性の割合（大網白里市・県内市町村）]



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

[女性リーダーが少ない要因]



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業内容	担当課
地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業内容	担当課
市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

③ 外国人への情報提供等の支援

事業内容	担当課
本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆男女を問わず指導力のある者は会社及び地域で自ら実力を発揮し活動してほしい。
【男性 70歳以上】
- ◆女性が近隣の区・自治会における役員として参加する意識の醸成が必要であり、今までとはともすればそのような役員は男性がなることが当然とされてきた。そのようなところでは強力なリーダーシップを図るのは女性では無理との風潮はいまだにある。そのためには女性の意識の改善を図り、積極的な参加により自信を深め他の女性にも参加を働きかけるような女性リーダーの養成が必要と思われる。【男性 70歳以上】

(2) 防災・防犯における男女共同参画の推進

【現状と課題】

防災・防犯の分野では女性の参画が少ない現状があり、災害時の支援対策等において女性の視点が欠けていることが見受けられ、また、東日本大震災を教訓とし、災害時の避難所運営等において、女性の視点の必要性、重要性が認識されました。

このことから、防災・防犯においても男女共同参画の視点から男女のニーズの違いに対応し、安全が確保され、住み続けたい地域社会としていくために男女がともに防災・防犯活動に参加していくことが必要です。

【施策の方向】

① 防災・防犯における男女共同参画の促進

事業内容	担当課
消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進する。	安全対策課

【指標】

- 新規女性消防団員 10人以上

② 女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進

事業内容	担当課
災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	安全対策課

【指標】

- 大網白里市防災会議における女性委員の数 3人

(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。

そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、それが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。

【施策の方向】

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業内容	担当課
安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知 年 12回以上	健康増進課
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・新生児または乳児家庭訪問の実施 90%以上	健康増進課
妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	健康増進課

② 心と身体の健康づくり支援

事業内容	担当課
疾病の早期発見を目的とした各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。	健康増進課
「自分の健康は自分で守る」という市民意識の向上を図り、地区組織（保健推進員、食生活改善協議会）の活動を通じて、市民参加で健康づくりを推進します。	健康増進課

精神保健相談の充実を図り、社会復帰に向けての支援を促進します。	健康増進課 社会福祉課
県と連携して、思春期から性に関する正しい知識を身につけ、エイズその他の性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発を実施し、感染防止を図ります。	管理課 健康増進課
児童・生徒に対し、喫煙防止・薬物乱用防止に関する啓発を図ります。	管理課 健康増進課
市民の健康づくりを支援する出前講座を実施します。	健康増進課

③ 性差に配慮した健康支援

事業内容	担当課
男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。 【指標】 ・乳がん、子宮がん検診の受診率向上	健康増進課

➤ 基本目標 V あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1) DV (ドメスティック・バイオレンス) 防止と被害者支援

【現状と課題】

DV (ドメスティック・バイオレンス) ※5 は、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため、同居する子供にも重大な影響を及ぼすものです。

このため、DVは男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。本市のDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、市民意識調査でも「暴力を受けた」、「相談を受けた」、「身近で見聞きした」との回答の合計が3割を超えていたことから、DVが身近な問題となっていることがわかります。

また、暴力を受けたことを「どこ（だれ）にも相談をしなかった」割合が4割を超えていることから、県や民間団体と連携を図りながら、相談体制の充実や、DV被害者の保護と生活再建支援などの取り組みを強化していく必要があります。さらに近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV※6」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための取り組みも重要です。

※5 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※6 デートDV

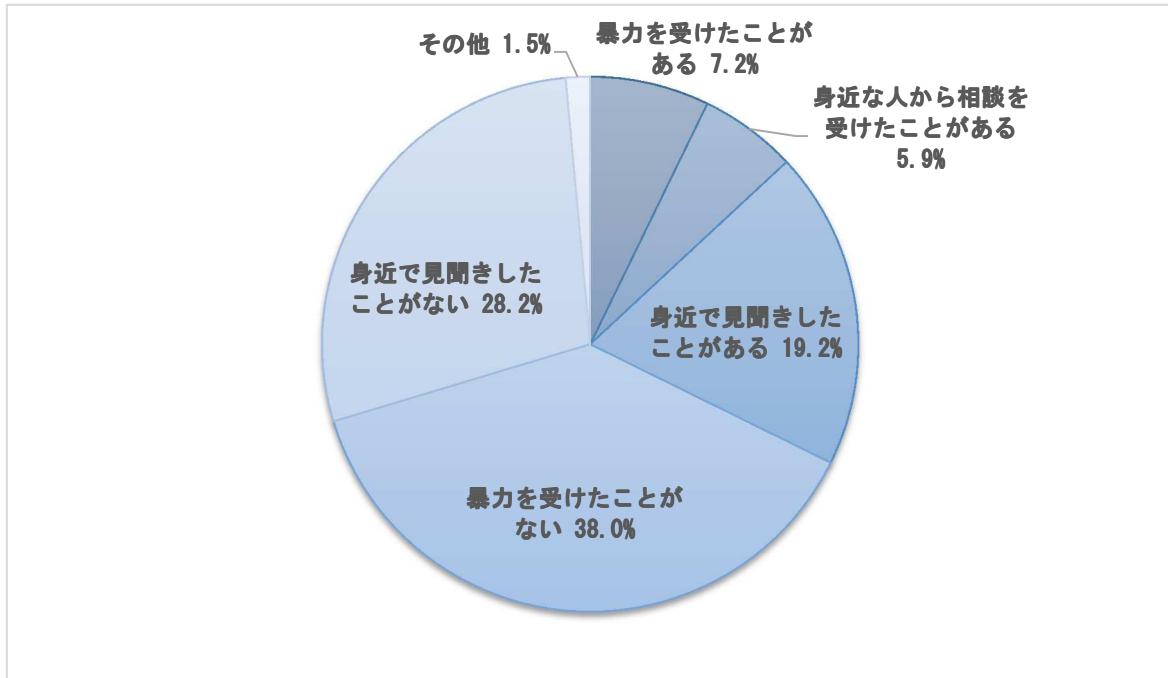
若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

[DVの相談方法・処理状況（大網白里市）]

年度	総数	相談方法		処理状況		
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関へ引き継ぎ
平成24年度	7	1	6	6	-	1
平成25年度	17	-	17	16	-	1
平成26年度	24	2	22	17	3	4

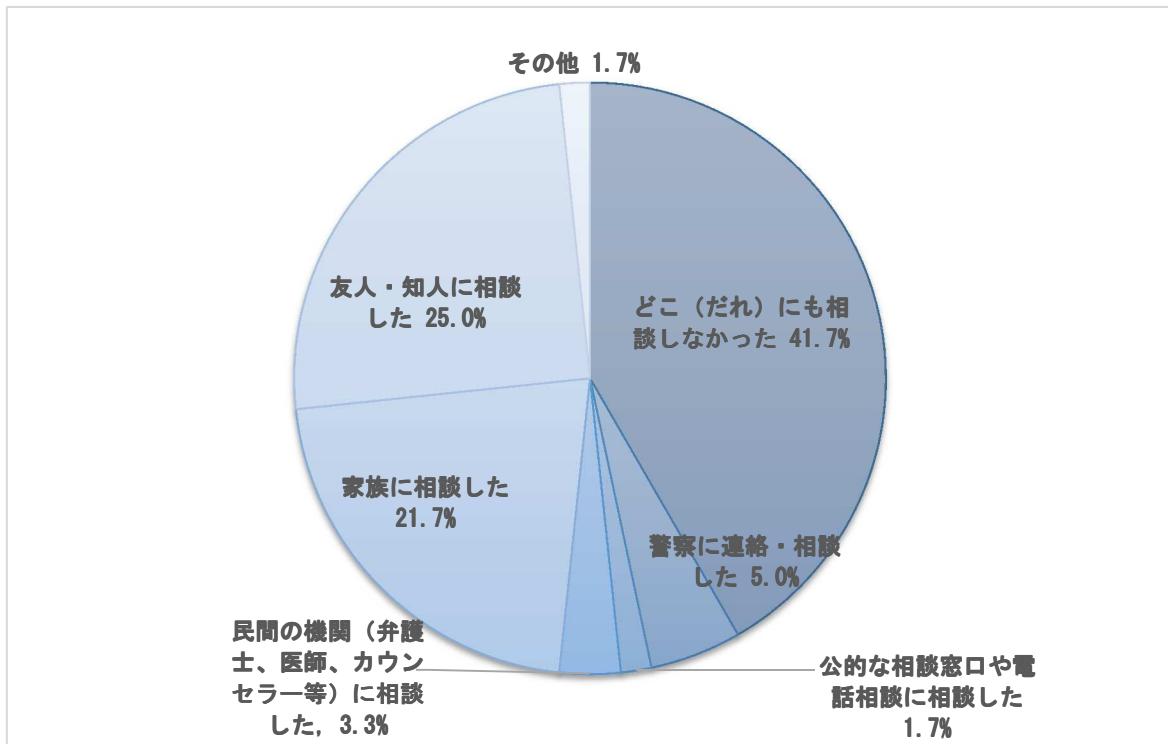
資料：地域づくり課

[DVを経験したり見聞きしたことがある割合]



資料：市民意識調査

[暴力を受けたことを相談した場所]



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する支援

事業内容	担当課
<p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関するチラシ等の配布による情報提供 年1回以上 ・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上 	地域づくり課 子育て支援課
<p>児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上 	子育て支援課
<p>高齢者・障害者への虐待防止・予防に関する啓発を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を利用した周知 年1回以上 	高齢者支援課 社会福祉課
<p>関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。</p>	高齢者支援課 社会福祉課
<p>乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診未受診者の状況把握 100% 	健康増進課 管理課

② 相談体制の充実

事業内容	担当課
<p>人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知 年12回以上 	地域づくり課
<p>DV相談窓口職員、婦人相談員、家庭相談員等を配置し、相談者に適切な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する研修への参加 年1回以上 ・児童虐待防止に関する研修への参加 年1回以上 	子育て支援課
<p>関係機関と連携し、要保護児童等に適切な支援を行います。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の開催 	子育て支援課

③ 関係機関との連携強化

事業内容	担当課
D V 及び虐待（児童・高齢者・障害者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課
関係施設と連携し、虐待等により緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。	高齢者支援課 社会福祉課

（2）セクシャル・ハラスメント等のあらゆる暴力や性犯罪の防止

【現状と課題】

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

暴力は、人権に対する重大かつ深刻な侵害であり、対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、社会には身体への暴力ばかりでなく精神的、性的な暴力など、様々な形で存在しています。このため、暴力・人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

【施策の方向と目標】

① 人権尊重意識の啓発

事業内容	担当課
人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知する。	地域づくり課

【指標】

- ・街頭人権啓発活動の実施 年 2回以上

② セクシャル・ハラスメント等防止対策の推進

事業内容	担当課
セクシャル・ハラスメント（相手の意に反した性的いやがらせ）等の防止に向けた啓発に努めます。	地域づくり課

【指標】

- ・セクシャル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を促す情報提供 年 1回以上

職場でのセクシャル・ハラスメント等の防止を促進する	産業振興課
---------------------------	-------

ため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。

③ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業内容	担当課
被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	地域づくり課
だれもが安心して暮らせるよう、区・自治会等との連携のもと、忍び込み、ひったくりなどと合わせて性犯罪防止のために防犯パトロールの強化に取り組みます。	安全対策課
出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	管理課
【指標】 • インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発 年2回以上	

第3章

計画の推進

第3章 計画の推進

1 推進体制の充実

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

府内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。

「大網白里市男女共同参画審議会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

2 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員※7と連携を図り、広域的に計画を推進します。

※7 千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。